

▶▶ ガイドブックの構成

《基本的考え方》

整備の目的を掲載しています。

《整備項目》

- ・対象欄は整備する箇所です。
- ・①以降は整備基準となります。
- ・右欄にバリアフリー法令、埼玉県バリアフリー条例の類似基準を掲載しています。
- ・バリアフリー法令に類似の基準がある場合は下記も参考にしてください。
日本建築行政会議「バリアフリー法逐条解説（建築物）」
国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」
- ・青字は条文やガイドブックに規定がある用語です。

《用語の定義》

- ・条文上規定がある、又はガイドブックで規定した用語を抜粋しています。

《解説》

- ・各整備基準がどのような目的かを解説しています。
- ・解説を参考に、効果のある設計としてください。

《望ましい整備》

- ・利用者によっては整備が望まれるものを掲載しています。
- ・利用者を想定して整備を検討してください。

《解説図》

- ・整備項目等を絵や図、写真を用いて説明しています。
- ・標準的な整備は整備項目を審査するうえで判断の基本となる基準や寸法です。

《凡例》

●バリアフリー法同等基準

バリアフリー法令と同じ整備箇所でも同様の規定をしている基準

★福まち条例独自基準

バリアフリー法令と異なる福祉のまちづくり条例の独自基準

☆福まち条例独自基準（努力義務）

バリアフリー法令と異なる福祉のまちづくり条例独自基準で努力義務を課している基準

◇標準的な整備基準

福祉のまちづくり条例を審査するうえで、判断の基本となる整備内容や寸法等